

益田市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年(2023)8月28日(火) 13:30~15:00
開催場所 EAGA 大ホール
2. 出席 農業委員(12名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 4番 吉村 太 5番 大庭 清
6番 齋藤 浩文 10番 篠原 栄次 11番 篠原 栄次 12番 谷本 大輔
13番 柳田 継男 14番 豊田 志摩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(4名)
3番 須藤 寿人 7番 御神本康一 8番 田中 綾 9番 佐原 晃子
4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)
増野 六彦 三輪 昌義 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 青木 伸爾 中村 敏幸 椋木 昭雄
長谷川孝明 豊田 繁雄 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕
河野 正憲
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)
中島秀一郎 寺戸豊太郎 永見 浩二
6. 提出議案
議第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第7号 農地でないことの確認について
議第8号 農用地利用集積計画の決定について
報第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第3号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
7. 議事に参加した職員
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 2 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、4 番の吉村太委員、5 番の大庭清委員、よろしくお願いいいたします。本日の欠席委員は、農業委員が 3 番須藤委員、7 番御神本委員、8 番田中委員、9 番佐原委員です。農地利用最適化推進委員が 10 番寺戸委員、11 番永見委員、18 番中島委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。はじめに「議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番 久城町</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 1 筆 1,131 m²です。譲り渡し事由は、高齢で耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を 8 月 16 日に大畑委員と行いました。現地は久城町の国営農地に位置します。〇〇さんが作れないということで、〇〇さんが買われて耕作するということでもあります。現地確認中〇〇さんに会って話を聞きまして、色々なものが植えてあることから、片づけをされているところでした。現在は他には仕事はしていないということで、これから頑張りたいということでした。特に問題ないと思います</p>
会長	<p>2 番 遠田町 3 番 遠田町</p>
事務局	<p>2 番と 3 番は関連がありますので一括で説明をいたします。本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑 2 筆 256 m²です。譲り渡し事由は、譲渡人の所有地が隣接しており、一体的に耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。なお、所有地に非耕作地がありますが、今後転用により地目変更されます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>

吉村太委員	<p>4番吉村です。現地確認は8月19日に澤江推進委員及び、当事者の〇〇さんで行いました。場所は、〇〇の裏の方になります。この場所は、58災害の時に埋め立てたところで、下限面積廃止を受けて、この度、等価交換されるということです。果樹を植えて管理されるということも確認しました。以上です。</p>
会長	<p>本日の3条の申請は以上3件です。事務局及び担当地区委員から説明がありましたがお気づきの点がありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
	<p>では、「議第4号 農地法第3条の規定による許可申請ついて」は、承認の扱いといたします。</p> <p>それでは、「議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 横田町 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土地の所在は、横田町の畑 1筆 7.68㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、通路で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である、周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いいたします。</p>
領家耕一委員	<p>10番領家です。現地確認は8月23日に青木推進委員、〇〇行政書士と行いました。場所は地図にあるように、〇〇さん家の裏の畑と里道が隣接しているところです。平成9年の集落排水が完成してから、近隣住民の利便を図るために土地を貸し出しており、現在も利用されておられます。将来的に畑は処分されたいということで、転用されていなかったところを今回気がつかれ、この度申請されました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>2番 喜阿弥町</p>
事務局	<p>土地の所在は、喜阿弥町の畑 1筆 218㎡です。</p> <p>土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第1種農地 と判断いたします。</p> <p>転用目的は、農業用倉庫で、農地法第4条第6項の規定である、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

会長	続きます、担当地区委員の調査報告をお願いいたします。
柳田継男委員	13番柳田です。21日に宮内推進委員と現地確認を行いました。ここは現在ぶどう畑のあるところですが、そこに農業用倉庫を設けるものです。問題ないと思います。
会長	本日の4条申請は2件です。事務局及び担当地区委員より報告がありました。お気づきの点がありましたらお願いします。
大庭職務代理	5番大庭です。〇〇さんの申請書に印鑑がありませんが。
事務局	「印」があったのは1年前の様式で、現在は自署であれば印鑑は不要です。
大庭職務代理	4条だけでなく5条もですか。
事務局	はい。
又賀保委員	1番又賀です。〇〇さんは、親子でやっておられたと思うが、経営は別なんですか。
柳田継男委員	〇〇さんは会社組織でぶどうを作っておられます。土地は〇〇さんのままで、(相続登記をしていないので)、今回も〇〇さん名で出てきている。
会長	転用の許可についてはよろしいでしょうか。 (はい、の声) 議第5号 農地法第4条第1項の規定による転用の許可については承認の扱いといたします。 続きます、議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 1番 乙吉町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の田 1筆 287㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、既存の側溝に流します。 既に工事完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしくをお願いいたします。
会長	続きます、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は8月16日又賀委員と行いました。申請地は、〇〇の近くで、申請は、昭和62年に転用許可を受けずに家を建てたものです。

	<p>始末書が添付されており、仕方ないと思います。</p>
会長	<p>2番 中島町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 1筆 189㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は、8月16日に大畑委員と行いました。この案件は、先月〇〇氏がこの土地に自宅を建てたいということで、農業委員会に転用許可を出されました。側にあった〇〇さんの土地の一部を駐車場として広げたいということで買われました。現地は区画整理がされた土地になりますので、特に問題はありません。</p>
会長	<p>3番 かもしま北町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑 3筆 1,706㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸集合住宅及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書及び通帳の写しが添付されています。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は8月16日又賀委員と行いました。申請地はかもしま北町の〇〇の隣です。申請は、集合住宅の駐車場として利用するため、上下水道が完備されていて適当であると思います。</p>
又賀保委員	<p>同時に現地確認に行きましたが、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3人おられます。相続により3人の名義になっていて、それが2筆に分かれています。ここに〇〇が集合住宅を建てるということです。</p>
会長	<p>4番 戸田町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、戸田町の田及び畑2筆 661㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定であ</p>

	<p>る周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13番柳田です。8月21日に宮内委員と現地確認に行きました。以前から駐車場を作りたいという希望があったが話がつかず、山を崩したりしていたが、従業員も増えたので、〇〇さんと話をしたら折り合ったということです。特に問題はないのでよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本日の5条転用は以上4件でございます。事務局及び、担当地区委員から調査報告がございました。何かご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、「議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きますして、「議第7号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p> <p>1番 染羽町、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申請地は染羽町の合計3筆 1,202㎡です。約30年前に時効取得した頃から耕作していないと思われ、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は、8月16日に大畑委員と行いました。現地は染羽町の〇〇の裏山です。昔は畑であったものの、現在は竹藪になっており、とても元に戻すことはできない状況です。問題はないと思います。</p>
会長	<p>2番 大谷町</p>
事務局	<p>申請地は大谷町の合計2筆 367㎡です。十数年前から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
齋藤浩文委員	<p>6番齋藤です。本来なら御神本委員から報告の予定でしたが、欠席のため代弁させていただきます。8月21日に野村推進委員と現地確認をされました。現地は数年間耕作しておらず、山林化しているため、農地への復旧は困難であると認められました。以上です。</p>

<p>会長</p>	<p>本日の非農地証明は以上 2 件です。事務局及び、担当地区委員から調査報告がございました。何かご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、「議第 7 号 農地でないことの確認について」は、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 8 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。今回は新規のみの扱いです。</p> <p>1 番 横田町、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 0 件、再設定が 4 件。農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 1 件、再設定が 0 件です。一括方式の新規について申し上げます。申請地は、横田町の田 2 筆 8,896 m²です。3 年 7 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>青木伸爾推進委員</p>	<p>推進委員の青木です。8 月 14 日に現地確認をいたしました。前所有者が高齢で亡くなられ、姪が新しい所有者になりました。中間管理事業を利用し耕作を依頼されるとのことです。耕作者はこの周りに農地を数多く持っておられ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の一括新規は 1 件でございます。事務局及び、担当地区委員から調査報告がございました。何かご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、「議第 8 号 農用地利用集積計画の決定について」は、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>そうしましたら、本日の議案は以上で終了になります。報告事項から、順次説明をお願いします。</p> <p>それでは報告事項の説明をさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、18 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 5 件となっています。</p> <p>報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、1 件です。解約理由は、賃借人が経営の見直しを行うため、賃貸借の合意解約が成されたものです。</p> <p>報第 3 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は 1 件です。解約理由は、使用借人が実証試験を終えたため、合</p>

	<p>意解約がなされたものです。</p> <p>報第4号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は1件です。申請地は、波田町の田2筆376㎡です。事業施行者は島根県益田県土事務所です。</p> <p>報第5号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について 届出件数は2件です。1番は申請地中須町の1筆261㎡の内166.46㎡です。農業用倉庫としての利用です。2番は申請地白岩町の1筆62㎡の内62㎡です。周辺にある自己農地へ行った際の駐車場としての利用です。 報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から1番から5番の報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>吉村太委員 吉村です。報告第3号ですが、解約が令和4年5月で、引渡し令和4年7月になっています。報告期限などの定めはないのでしょうか。</p> <p>事務局 本来なら解約後すぐに届け出ていただきたいのですが、この度は遅く届出をされたものです。</p> <p>会長 他に何かありますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、議事・報告事項共に終了であります。</p> <p>本日の総会は、慎重に審議いただきましてありがとうございました。暑いので、体調には十分留意され、9月総会もよろしくお願ひしたいと思います。第2回総会を終わりたいと思います。</p>
--	--